

労災保険特別加入制度

ただいま！

新年度（4月開始）加入の受付中！

※4月加入開始には3月15日までに、手続きが完了している必要がありますのでお早目のお申し込みをお願いいたします。

国が運営する労災だから **安心 充実**！

補償内容は主に

療養
給付

休業
給付

障害
給付

遺族
給付

今なら、1年間の加入申し込みができます！！

労災保険特別加入制度は、毎年4月～翌年3月までの1年間加入申し込みができます。つまり、4月加入だと最長の12か月間で、5月だと11か月間になります。

検討中の方は、**4月加入が最適**です！

お申込み・詳細は、日本鍼灸マッサージ協同組合HPへ
<https://jammk.net>

